

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 07
保存期間	1年(令和8年12月31日まで)

秋本生企第110号 地第80号
人安第105号

令和7年8月26日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

令和7年全国地域安全運動の実施について（通達）

昨年（令和6年）の全国における刑法犯認知件数は約73万8,000件となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年の水準に近づいている。その中でも、特に特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺（以下「特殊詐欺等」という。）の被害は拡大しているほか、DV・ストーカー事案、女性や子供が被害者となる脅威事犯も後を絶たない状況にある。

本県においても、昨年（令和6年）の特殊詐欺等の認知件数は200件、被害額は約9億円を超え、DV・ストーカー事案、脅威事犯の件数は高止まりであるなど県内の治安情勢は厳しい状況にある。

こうした情勢の中、県民が安全・安心を実感できる社会を実現するためには、地域住民、事業者、自治体、防犯協会、防犯ボランティア団体等が行う自主防犯活動を促進して犯罪予防機能の強化を図るなど社会を挙げて安心感を醸成していく取組を浸透・定着させることが必要である。また、登下校時の子供の安全を確保するため、政府が平成30年6月に策定した「登下校防犯プラン」、性犯罪・性暴力を根絶するため、令和5年3月に策定した「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、詐欺等の犯罪に対する各種対策を抜本的に強化するため、本年4月に策定した「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等に基づく各種対策について、関係機関・団体と連携し、積極的に推進することが必要である。

これらを踏まえ、みだしの運動を下記のとおり実施することとしたので、各所属においては、特殊詐欺等の被害防止、子供と女性の犯罪被害防止に加え、無施錠対策を含めた住宅対象侵入窃盗等の被害防止についても念頭に置きながら、管内の犯罪情勢を見据えた地域の安全・安心のための各種対策を効果的に推進されたい。

記

1 目的

防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互の連携を一層緊密にすることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

令和7年10月11日（土）から同月20日（月）までの10日間

3 主催

公益社団法人秋田県防犯協会連合会及び秋田県警察

4 運動重点

(1) 全国重点

令和7年全国地域安全運動に係る全国重点は次のとおりであり、別添「令和7年全国地域安全運動全国重点推進事項」に基づき取組を推進すること。

ア 特殊詐欺等の被害防止

イ 子供と女性の犯罪被害防止

(2) 秋田県の重点～住宅対象侵入窃盗の被害防止

ア 施錠率向上に向けた広報啓発活動の推進

令和6年中の県内における住宅対象侵入窃盗被害の無施錠率は66.7パーセントと全国平均の47.0パーセントを大きく上回っており、本年6月末現在の無施錠率は59.1パーセントと依然として高い状況にある。

無施錠による被害が多いことから、自治体、関係団体、防犯ボランティア団体等と連携したキャンペーンを通じて地域における被害実態を周知するとともに、鍵掛けの励行による被害防止対策の広報啓発活動を推進すること。

イ 各種活動を通じた注意喚起

防犯協会、防犯ボランティア団体等と連携したロックパトロールの実施、巡回連絡等による戸別の注意喚起、ミニ広報紙、交番速報、地域安全メール等を活用した効果的な注意喚起を推進すること。

ウ 防犯性能の高い建物部品等の普及促進

被害を未然に防ぐため、防犯性能の高い建物部品（C P部品）、防犯カメラ、センサーライト等の防犯設備の普及促進に向けた活動を推進すること。

5 実施上の留意事項

運動の目的を達成するため、以下の事項に留意し、管内実態に即した効果的な取組を推進すること。

(1) 関係機関・団体等と連携した安全・安心なまちづくりの推進

本県では、安全・安心なまちづくりに関する県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、積極的に安全・安心なまちづくりを行う意欲を高めるため、秋田県安全・安心まちづくり条例（平成16年秋田県条例第19号）において、10月11日を「安全・安心まちづくりの日」と定めて啓発活動を行っていることから、自治体、教育委員会・学校、防犯ボランティア団体その他の関係機関と緊密に連携し、県民の防犯意識の高揚に努めること。

(2) 地域安全活動への参加促進

活動参加者の高齢化、リーダー的人物の引退、次世代の後継者不足等の傾向が続いており、この傾向が更に進行すれば、これまで培われてきた貴重な経験が失われるばかりでなく、地域の治安情勢に影響を与えることにもつながりかねない。こうした点を踏まえ、地域安全活動の具体的な実施内容に関し防犯ボランティア団体、防犯設備士等から意見を求め、地域住民が広く参加しやすいような創意工夫を凝らした活動を展開すること。特に、大学生等の若い世代や現役世代の防犯ボランティア団体に対し

ては、企画段階から積極的な参画を呼び掛けるなど活動の活性化と参加促進を図ること。また、インターネット上における安全・安心を確保するため、サイバー防犯ボランティアとの連携を推進すること。

(3) 積極的な広報の実施

報道機関に対する広報に当たっては、活動を行う関係機関・団体等を明示して地域安全活動の具体的な活動状況を発信し、地域住民の防犯意識の高揚と地域安全活動の周知を図るとともに、防犯ボランティア団体の士気高揚と防犯ボランティア活動への参加促進につながるよう努めること。

(4) 受傷事故防止に対する配慮

防犯ボランティア団体等が街頭において地域安全活動を行う際は、防犯ベスト、帽子等を装着し、地域安全活動中であることを明示させるほか、夜間の活動における照明器具、反射材等の携行を事前に教養するなど受傷事故防止に十分配慮させること。

6 報告

各警察署においては、次に掲げる事項について、それぞれ生活安全部生活安全企画課長を経由して報告すること。

(1) 活動実施計画

ア 様式

別記様式1（令和7年全国地域安全運動実施計画報告書）

イ 報告期限

9月26日（金）

(2) 実施結果

ア 様式

別記様式2（令和7年全国地域安全運動実施結果報告書）

イ 報告期限

10月24日（金）

この担当 生活安全企画課生活安全係（☎3022、3024）

1 特殊詐欺等の被害防止

(1) 国際電話契約の利用休止等の促進に向けた取組の推進

ア 関係機関・団体、防犯ボランティア団体等と連携した取組の推進

特殊詐欺等の犯行には依然として国際電話番号が悪用されることが多い現状に鑑みれば、国際電話の利用休止申込みや国際電話の発着信規制が可能なアプリの利用の促進は、警察のみならず、社会全体で取り組んでいくことが効果的であると考えられる。

関係機関・団体、防犯ボランティア団体等と連携し、国際電話の利用休止等が特殊詐欺等の被害防止に有効であることを広く社会に呼び掛け、社会全体の機運を醸成する活動「みんなでとめよう!!国際電話詐欺#みんなとめ」を推進する。

イ 各種活動、イベントの機会を利用した申込の促進

全国地域安全運動期間中の各種活動、イベントの機会を利用して申込書及び封筒（作成型）の作成を含めた申込支援を行うなど関係機関等の協力のもと、あらゆる機会を利用した申込促進を行う。

(2) 変化する欺罔の手口の迅速かつ実効的な広報・注意喚起の推進

ア 情勢に応じた効果的な広報・啓発の推進

被害が深刻な欺罔の手口について、その特徴や被害者層、具体的に講ずるべき対策等を明らかにした上で、訴求対象及び訴求内容と合致する手段を選定して広報・啓発を行う。広報・啓発に際しては、警察庁が別途指示する「集中広報期間」の実施と連動させつつウェブサイト、SNS等のデジタル空間も含めた多種多様な媒体を活用するとともに、関係機関等とも連携するなど社会全体における特殊詐欺等の被害防止対策の一層の浸透に向けた取組を推進する。

イ 青少年に対する広報・啓発の推進

令和7年4月22日に犯罪対策閣僚会議において策定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に基づき、SNS上で発信されているものを含むいわゆる「闇バイト」等への応募等青少年が事の重大性を認識することなく、安易な考えから犯罪に加担してしまうことなどのないよう、防犯教室や非行防止教室等を含む様々な機会やSNS等の媒体を活用し、検挙事例を交えながら具体的に情報発信するなど青少年に対する広報・啓発を推進する。

ウ 犯人からの電話を直接受けないための広報・啓発の推進

犯人からの電話を直接受けることを防止するため、高齢者宅に迷惑電話防止機能を有する機器を導入することや番号非通知の電話を着信拒否したり、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定し、相手が確認できてから対応したりすることの有効性について、広報・啓発を推進する。

エ 防犯ボランティア団体等による防犯活動への支援

防犯ボランティア団体、自治会、事業者等が、特殊詐欺等被害防止のために行う各種防犯活動について、SOS47が被害防止方法等を紹介する啓発用動画や

YouTube警察庁公式チャンネルの配信動画に関する情報を提供するなどして積極的に支援し、地域ぐるみで特殊詐欺等の被害防止に取り組む気運を高める。

2 子供と女性の犯罪被害防止

(1) 関係機関・団体等との連携

ア 「地域の連携の場」等への参画と情報共有

教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、防犯ボランティア団体、自治会等が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」等に参画し、必要な助言を行うとともに、情報共有を図る。

イ 防犯ボランティア活動の活性化に向けた支援

防犯ボランティアによる通学路等の防犯パトロール、子供の見守り活動等に対する理解と協力を深めるため、防犯活動アドバイザー等と連携し、防犯ボランティアと地域住民との交流の場や活動内容を発表できる機会を設けるなどの支援を行うほか、積極的な表彰により、防犯ボランティアの活動意欲の向上と活動の活性化を図る。

ウ 子供を見守る協力体制の充実

「子供110番の家・車」に委嘱された者等に対する実戦的な指導等を実施するとともに、通学路周辺の住民のほか、タクシー事業者、宅配事業者等の運送事業者による防犯CSR活動としての「ながら見守り」等の推進に努めるなど登下校時をはじめとする地域における子供の見守り体制の充実に努める。

なお、子供110番の家のプレート等が掲示されているにもかかわらず、空き家等の理由でその機能を有していないような場所があれば、助けを求めた子供の安全を守ることができないおそれがあることから、実態を確認するなど子供110番の家が適正に機能するよう努める。

(2) 「ながら見守り」等の推進

見守りの担い手の裾野拡大のため、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動の中で、気軽に実施できる「ながら見守り」等を広く推奨し、地域における防犯活動の基盤の充実に努める。また、これらの活動の周知、情報発信に努め、地域における更なる理解や協力が得られるよう支援する。

(3) 危険箇所等の点検及び改善

声掛けやつきまとい等の前兆事案のあった場所、見通しの悪い道路、公園、駐車（輪）場、人や車の通りが少ない場所等について、教育委員会、学校、自治体等の関係機関と連携した防犯の観点による合同点検を随時実施し、情報共有を図るとともに、防犯ボランティア団体や自治体等に対して改善を働き掛けるなどソフト面やハード面の両面から、環境の整備・改善に向けた取組を推進する。

特に、把握した危険箇所のほか、集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等の登下校の際に子供が集まる可能性のある場所に対しては、登下校時間帯における警察官による警戒及びパトロールを重点的に実施する。また、防犯ボランティア団体等の地域住民による見守り活動についても、危険箇所等への重点的な配置を助言するなど関係団体との連携にも配慮する。

さらに、登下校時の通学路等において地域住民が実施する見守り活動の対策については、合同活動等の機会を通じ、警戒の隙間が生じていないか、不測の事態に対応できる体制であるかなどを確認し、人員、配置場所に加え、子供のみならず周囲にも気を配ることなど、活動時の参考となる指導を積極的に行う。

(4) 防犯教育の推進

ア 地域、職域、学校等を単位とした防犯教室の実施

地域、職域、学校等を単位とし、子供や女性が路上や電車内等において被害に遭った場合又は遭いそうになった場合の対応方法や防犯ブザーや痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の防犯機器の活用方法、子供110番の家の利用方法、護身術等の防犯教室を実施する。また、教育委員会や学校等の関係機関・団体、防犯ボランティアと連携し、学校等におけるイベント等様々な機会を捉え、SNS等の安易な利用を通じて児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害に遭うことの危険性やアダルトビデオ出演被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童・生徒やその保護者等に対する防犯教育や広報啓発を実施する。

学校等における取組の推進に当たっては、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）の「学校等における教育や啓発の内容の充実」に掲げられている取組事例を参考とする。

イ 実践的な防犯教育の実施

自治体、事業者、防犯協会、学校等と連携し、行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事態に遭遇した場合の初期的対応訓練など危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を年齢及び発達の程度に応じて実施する。また、子供110番の家の所在地や通学路、危険箇所等を子供、保護者、地域住民参加のもと、フィールドワーク等により確認させる。

ウ 防犯教室への参加促進

地域、職域、家庭ぐるみでの防犯活動を促進するため、保護者、地域住民、事業者等に対し警察、自治体、防犯協会等が開催する防犯教室への参加を促す。